

環境関連の租税特別措置等による環境効果の例

名称	税目	概要	効果
バイオエタノール等揮発油に係る課税標準の特例	揮発油税、 地方揮発油税	○バイオ由来燃料を混合したガソリンの普及促進を図るため、バイオ由来燃料を混合してガソリンを製造した場合に、当該混合分に係る揮発油税及び地方揮発油税の免税をする。(平成20年度～)	○適用件数(適用事業者数) 平成20年度 6件(3社)※ 平成21年度 80件(13社) ※本税制措置の創設は平成21年2月25日からであり、平成20年度の適用件数は約1ヶ月間のもの。 ○適用数量 平成20年度 約0.7万KL 平成21年度 約8.3万KL
再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置	固定資産税	○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する再生可能エネルギー源(太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスに限る。)を電気に変換する一定の設備で同法に規定する認定を受けたものを取得する場合における当該設備に係る固定資産税について、課税標準を最初の3年間価格の2/3とする。(平成21年度～)	○太陽光発電導入量(発電出力:kW) 平成20年度 214.4万kW 平成21年度 262.7万kW ○産業用太陽光太陽光電池出荷量 平成20年度 : 38,740kW(税制導入前) 平成21年度 : 74,396kW(税制導入後) 平成22年度 : 196,923kW ※24年度から、対象設備を「政府の補助を受けて取得された太陽光発電設備」から「再生可能エネルギー発電設備」に変更
公害防止用設備(汚水・廃液処理施設)に対する課税標準の特例	固定資産税	○公害防止に係る法規制・基準等に対応することを目的として事業者が設置する公害防止施設(汚水又は廃液処理施設)に係る固定資産税の課税標準について1/3の額とする。(昭和51年度～)	○水質分野の環境基準について、BOD、COD等の生活環境項目については、平成21年度の環境基準達成率は87.6%となっており(平成19年度:85.8%)、近年においても水質環境の改善が行われてきた。 ○近年においても、水質の総量削減計画によるCOD発生負荷量の低減が図られてきた。 ・東京湾 …平成16年 211ト/日 平成21年 183ト/日 ・伊勢湾 …平成16年 186ト/日 平成21年 158ト/日 ・瀬戸内海…平成16年 561ト/日 平成21年 468ト/日

産業廃棄物税等の比較

産業廃棄物税等の税率等

団体名	税目(名称)	課税客体	主な納税義務者	主な徴収方法	主な税率	H22年度 決算額 (百万円)				
三重県	産業廃棄物税	産業廃棄物の中間処理施設又は最終処分場への搬入	最終処分場又は中間処理施設へ搬入される産業廃棄物の排出事業者	申告納付	1,000円/トン	183				
滋賀県	産業廃棄物税					45				
岡山県	産業廃棄物処理税					451				
広島県	産業廃棄物埋立税					581				
鳥取県	産業廃棄物処分場税					6				
青森県	産業廃棄物税					205				
岩手県	産業廃棄物税					69				
秋田県	産業廃棄物税					211				
奈良県	産業廃棄物税					134				
山口県	産業廃棄物税					219				
新潟県	産業廃棄物税					146				
京都府	産業廃棄物税					最終処分場への産業廃棄物の搬入	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収(自社処分は申告納付)	1,000円/トン	61
宮城県	産業廃棄物税									340
島根県	産業廃棄物減量税									492
熊本県	産業廃棄物税									152
福島県	産業廃棄物税									581
愛知県	産業廃棄物税									753
沖縄県	産業廃棄物税	74								
北海道	循環資源利用促進税	794								
山形県	産業廃棄物税	159								
愛媛県	資源循環促進税	263								
福岡県	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収(自社処分は申告納付)	焼却施設…800円/トン 最終処分場…1,000円/トン					225
佐賀県	産業廃棄物税									91
長崎県	産業廃棄物税									104
大分県	産業廃棄物税									234
鹿児島県	産業廃棄物税									91
宮崎県	産業廃棄物税	265								
福岡県 北九州市	環境未来税	最終処分場において行われる産業廃棄物の埋立処分	最終処分場において埋立処分される産業廃棄物の最終処分業者及び自家処分業者	申告納付	1,000円/トン					1,161

森林環境税等の比較

森林環境税等の税率等

団体名	名称	課税額(超過税率)		税込 (億円)
		個人	法人	
高知県	森林環境税	500円	500円	1.7
岡山県	森づくり県民税	500円	5%	5.5
鳥取県	森林環境保全税	500円	5%	1.8
島根県	水と緑の森づくり税	500円	5%	2.1
山口県	やまぐち森林づくり県民税	500円	5%	4.1
愛媛県	森林環境税	500円	5%	5.4
熊本県	水と緑の森づくり税	500円	5%	4.5
鹿児島県	森林環境税	500円	5%	4.2
岩手県	いわての森林づくり県民税	1000円	10%	7.0
福島県	森林環境税	1000円	10%	11.1
静岡県	森林(もり)づくり県民税	400円	5%	9.8
滋賀県	琵琶湖森林づくり県民税	800円	11%	6.4
兵庫県	県民緑税	800円	10%	24.0
奈良県	森林環境税	500円	5%	3.0
大分県	森林環境の保全のための県民税の特例	500円	5%	3.2
宮崎県	森林環境税	500円	5%	2.8
山形県	やまがた緑環境税	1000円	10%	6.5
神奈川県	水源環境保全税	約890円	-	39.0
富山県	水と緑の森づくり税	500円	5%~10%	3.7
石川県	いしかわ森林環境税	500円	5%	3.8

団体名	名称	課税額(超過税率)		税込 (億円)
		個人	法人	
和歌山県	紀の国森づくり税	500円	5%	2.6
広島県	ひろしまの森づくり県民税	500円	5%	8.3
長崎県	ながさき森林環境税	500円	5%	3.7
秋田県	水と緑の森づくり税	800円	8%	4.8
茨城県	森林湖沼環境税	1000円	10%	16.0
栃木県	とちぎの元気な森づくり県民税	700円	7%	8.0
長野県	森林づくり県民税	500円	5%	6.8
福岡県	森林環境税	500円	5%	13.0
佐賀県	森林環境税	500円	5%	2.3
愛知県	あいち森と緑づくり税	500円	5%	22.0
宮城県	みやぎ環境税	1200円	10%	16.0
山梨県	森林環境税	500円	5%	2.7
岐阜県	清流の国ぎふ森林・環境税	600円	6%	12.0

※1 法人の税率は均等割額に対する割合

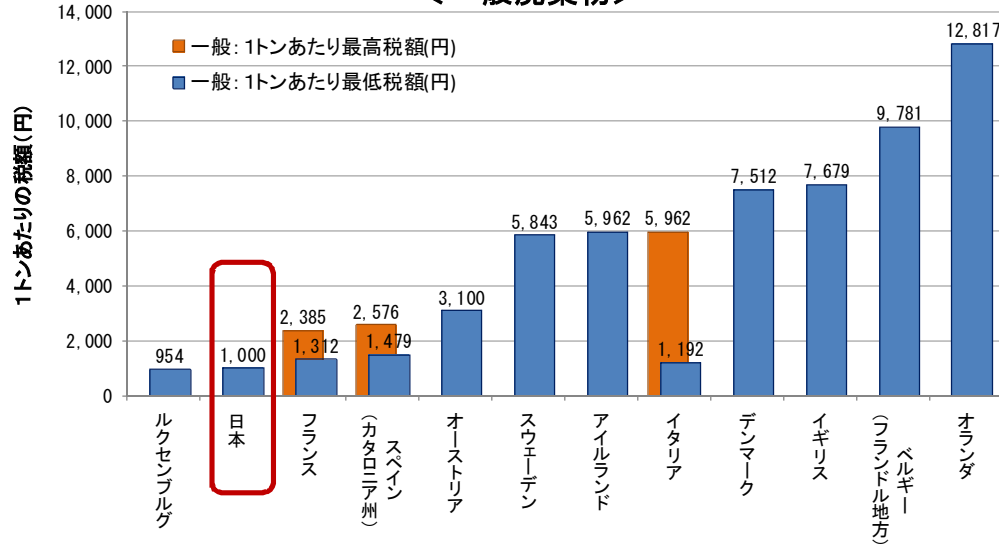
※2 神奈川県の水源環境保全税は均等割300円+所得割0.025%

※3 富山県の水と緑の森づくり税の法人税率は、100億円超10%、50億円超7.5%、50億円以下5%

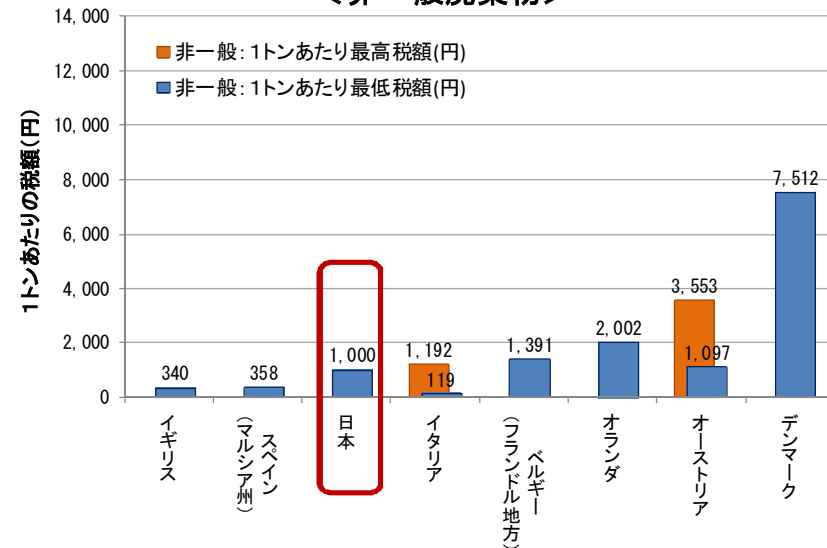
廃棄物関連税の税率の国際比較

EU主要国と日本の廃棄物関連税の税率比較

＜一般廃棄物＞



＜非一般廃棄物＞



＜EU主要国と日本の廃棄物関連税の税率の詳細＞

国名	課税対象及び1トンあたりの税額(円)	
	一般廃棄物(注1)	非一般廃棄物(注1)
日本(注2)	1,000円(法人)	1,000円(法人)
フランス	1,312円-2,385円 * 敷地の環境パフォーマンスに応じて適用	-
スペイン(カタロニア州)	1,479円(2,576円) * 括弧内の税額は生物廃棄物が収集されていない場合	-
スペイン(マルシア州)	-	358円 * 建築・解体廃棄物
オーストリア	3,100円	1,097円 * 不活性廃棄物(安定・非反応性廃棄物は2,456円-3,553円)
スウェーデン	5,843円 * 埋立地に50t以上の容量がある場合に課税	-
アイルランド	5,962円	-
イタリア	1,192円-5,962円 * 地域により異なる	119円-1,192円 * 不活性廃棄物
デンマーク	7,512円	7,512円 * 不活性廃棄物
イギリス	7,679円 * 平均値	340円 * 不活性廃棄物の平均値
ベルギー(フランドル地方)	9,793円	1,391円 * 不活性廃棄物
オランダ	12,817円	2,002円 * 不活性廃棄物

(注1) 欧州の一般廃棄物は生産または消費の残余物(「廃棄物の分類など」環境省 廃棄物処理技術情報ホームページ)を指す。また非一般廃棄物は主に不活性廃棄物、建築・解体廃棄物などを示す。
 (注2) 日本は産業廃棄物税等の税率。日本における産業廃棄物及び一般廃棄物の定義は、注1の定義とは異なるが、グラフでは参考として、一般廃棄物、非一般廃棄物両方の図中に示している。
 (出典) Use of Economic Instruments and Waste Management Performance Final Report, European Commission(DG ENV),2012
 (備考) 為替レート: 1ユーロ=約119.24円(2009~2011年の為替レート(TTM)の平均値、三菱東京UFJ銀行)

(参考) 産業廃棄物税等の効果①

産業廃棄物税等の環境保全効果等(自治体報告書等)

自治体	税導入の効果等	税導入に係る解釈
三重県 平成12年度⇒平成16年度 出典:「三重県産業廃棄物税の施行後の状況について」(三重県資料)	(1) 県内発生産業廃棄物の最終処分量と資源化量への影響 産業廃棄物排出量: 361万9千トン⇒453万8千トン(約25%増) 最終処分量: 34万5千トン⇒16万7千トン(約52%減) 資源化量: 148万2千トン⇒192万1千トン(約30%増) ----- (2) 県外流出と県内流入への影響 流入量と流出量は、ほぼ横ばい。	主に下水道の供用開始に伴う下水道汚泥の増加や建設系廃棄物の増加に伴うものと考えられる。 国のリサイクル関係法令の整備や、三重県の多量排出事業者の自主情報公開制度などの産業廃棄物施策の実施に加え、県内企業の自主的取り組みや、管理型最終処分場不足に伴う最終処分料金の高騰などが要因として考えられるが、産業廃棄物税制度による一定の誘因効果もあったのではないかと考えられる。 ----- 平成14年度の産業廃棄物税制度導入による影響はないと考えている。なお、大幅な流入超過となっているが、これは主に中間処理量の流入によるもので、県内での減量化や再生処理が進んでいることによると考えられる。
京都府 平成17年度⇒平成20年度 出典「京都府産業廃棄物税制度の施行状況等について」(平成23年3月、京都府文化環境部循環型社会推進課)	(1) 府内の産業廃棄物排出量の推移 産業廃棄物排出量: 543万トン⇒481万トン ----- (2) 府内の産業廃棄物最終処分量の推移 最終処分量: 8.8万t/年⇒6.4万トン ----- 産業廃棄物税の課税による減量リサイクル促進効果 ア 経済活動の変動による産業廃棄物量の変化 イ 他府県への流出状況 ウ 府内での不法投棄発生量	府内事業所で排出された産業廃棄物排出量(府内の産業廃棄物処分業者等から報告された処分量等の実績報告値から推定した値)は、産業廃棄物税導入後の平成17～19年度の間においては、約550万t/年前後と横ばいであったが、平成20年度ではリーマン・ショックに端を発した景気の低迷などの要因もあり、排出量は減少(H17年度比11.4%減) 府内の産業廃棄物最終処分場で処理された最終処分量は、産業廃棄物税導入後、減少傾向。 府内事業所から発生した産業廃棄物の総最終処分量も、産業廃棄物税導入後減少。 最終処分量の減少率は、国内全体16.1%(平成17年度比)に対し、府内最終処分量36.4%となり、京都府の減少率が大幅に上回る。 排出量及び最終処分量は経済活動量に連動して推移し、ともに経済活動量から試算される値よりも小さい。特に、最終処分量の減少は顕著で、生産工程及び中間処理による減量や再生利用が促進されていることがうかがわれる。 府内で発生した産業廃棄物の総最終処分量の減少と併せて、他府県への流出量も減少しており、産業廃棄物税導入によって他府県への流出を助長していることはないと考えられる。 近年、府内で発生した不法投棄の発生件数は、産業廃棄物税導入後、不法投棄の顕著な増加傾向は見られず、産業廃棄物税により不法投棄等不適正な処理(「望ましくない税の回避行動」)が助長されていることはないと考えられる。

注)その他、滋賀県、岡山県、広島県、秋田県、宮城県、山形県、福岡県等において、産業廃棄物税の導入に関する報告書等が公表されている。

出典:「三重県産業廃棄物税の施行後の状況について」(三重県資料)、「京都府産業廃棄物税制度の施行状況等について」(平成23年3月、京都府文化環境部循環型社会推進課)

(参考) 産業廃棄物税等の効果②

産業廃棄物税等の環境保全効果等(研究事例)

[1] 笹尾(2011)

●研究目的

・47都道府県のパネルデータ※1※2を用いて、産業廃棄物税導入による課税方式別の産業廃棄物の排出抑制効果の分析、排出抑制効果が一部にとどまっている要因について考察。

●分析結果

・産廃税導入による排出抑制が確認されたのは最終処分業者特別徴収方式(方式B)のみであり、それ以外の方式では確認されなかった。
 ・税導入当初の、排出事業者申告納付方式(方式A)の方が、方式Bなど埋立段階でのみ課税する特別徴収方式よりも排出事業者への排出削減インセンティブは強いと予想されていたがそれに反する結果となった。
 ・産廃税導入による排出抑制が確認された方式Bでその効果が確認されるのは課税後3年目以降で、直接的なインセンティブ効果というよりはむしろ税収使途事業による間接的効果が強い可能性が示唆された。

●考察

・税導入による排出抑制効果

課税後1~2年しか経過していない自治体や、方式Aや焼却処理・最終処分業者特別徴収方式(方式C)も含めた産廃税全体で考えると、税導入による排出抑制効果、特に直接的なインセンティブ効果は現時点では非常に小さいといえる。

・産廃税導入が排出抑制につながりにくい原因

(1) 税率が低く、排出事業者にとってそれほど大きな負担にはなっていない。
 ⇒ そもそも産廃の処理料金がその種類や地域により異なるため、税率の高低を一律に判断することは難しい。しかし、税込みの処理料金が低い地域では排出抑制効果が乏しい傾向にあるということは充分考えられる。

(2) 排出事業者と処理業者の間の固い関係が削減インセンティブを妨げている。
 ⇒ 処理委託契約が年単位といった固定的な期間で結ばれていたり、運搬車1台といった大まかな量で料金設定が行われていたりする場合、処理量に多少の変動があっても委託処理料金が影響せず、排出抑制のインセンティブは乏しいと考えられる。

(3) 税の転嫁が不十分で排出事業者にとって税の負担感が乏しい(特に方式Bや方式Cのような特別徴収方式に関わる点)
 ⇒ 特に中間処理業者から排出事業者への税の転嫁が不十分である可能性がある。税の転嫁が排出事業者にまで波及し、社会全体として産廃の排出抑制や最終処分削減につながるような課税形態が求められる。

[2] 池松・平井・酒井(2012)

●研究目的

・47都道府県のパネルデータ※3を用いて、産業廃棄物税の課税効果を推定。特に、産廃税制度設計要因として徴税方法別の課税効果や焼却施設への課税効果について検証。

●分析結果

・申告納付方式による産廃税導入では、全産業廃棄物排出量を1割程度増加させる結果となった(調査対象が2県のみで、両県の経済的・地域的影響を強く受けていると考えられた)。
 ・特別徴収方式による産廃税導入では、全産業廃棄物、汚泥、がれき類の最終処分量を削減し、全産業廃棄物、廃プラスチック類、汚泥の中間処理量を増加する作用が推定された。しかし、排出量削減効果は確認されなかった。
 ・焼却施設への課税により、廃プラスチック類で4割、汚泥で3割の中間処理量の削減効果があるが、がれき類に対しては影響を及ぼしておらず、廃棄物の種類によって効果の表れ方に差異があることが確認できた。

●考察

・申告納付方式による減量効果

中間処理に対しても一定の課税をしているため、中間処理量の総量としては減少作用を示したと考えられる。一方、再生施設への搬入に対しては課税を免除し、再生以外の中間処理施設への搬入に課税しているため、再生利用が行いやすい廃プラスチック類に対しては増加作用が一定程度働いたと考えられる。

最終処分量は、既往研究と同様、一定期間は減少するが、その後増加に転じており、この一因として、2005年度に三重県で発生したフェロシルト問題に起因する最終処分量が多量に増加したことが考えられる。

・特別徴収方式による減量効果

全産業廃棄物・汚泥・がれき類の最終処分量を削減させる作用、全産業廃棄物・廃プラスチック類・汚泥で中間処理量を増加させる作用があることが示唆された。特に、がれき類は排出段階で比較的分別排出されやすく、再生骨材等のリサイクル市場も一定程度形成されていることから、最終処分量の削減効果が発揮されやすいと考えられる。この方式は、最終処分から中間処理への移行に寄与していると考えられ、産廃税制度の政策目的である「望ましい税の回避行動」の結果が表れているものと考えられる。

注: ※1 パネルデータとは、同一の対象を継続的に観察し記録したデータのこと。

※2 2000~2006年度の牛家畜飼養頭数、下水道処理域人口、パルプ・紙・紙加工品出荷高、鉄鋼出荷高、課税方式別の産業廃棄物税導入自治体数、排出量総量を用いている。

※3 2001~2007年度の都道府県別の産業廃棄物排出量、中間処理量、最終処分量を用いている。

出典: 笹尾俊明(2011)「産業廃棄物税の排出抑制効果に関するパネルデータ分析」『廃棄物資源循環学会論文誌』22(3)、157-166

池松達人・平井康宏・酒井伸一(2012)「産業廃棄物税による廃棄物の排出・処理フローへの課税効果の品目別分析」『廃棄物資源循環学会論文誌』23(2)、85-99

(参考) 森林環境税等の効果

森林環境税等の環境保全効果等

・大分県の事例(平成18～21年度、「大分県森林環境税報告書～これまでの検証と今後のあり方～」)

目的・主な施策	環境保全効果等(実績)
以下の四つの施策を柱として、森林環境の保全と森林を全ての県民で守り育てる意識の醸成のための事業を幅広く展開	<今後のあり方>残された課題や顕在化・深刻化した新たな課題があること、森林の多面的機能への期待があること、県民周知が十分とは言えないことなどから、森林環境税を継続し、県民の理解と協力のもとに税条例に定められた目的に引き続き県民総参加で取り組む必要がある。
1 県民意識の醸成 森林に関する県民の理解や関心を高めるとともに、県民自らが森林づくりに参画する森林ボランティア活動等に対する支援 <ul style="list-style-type: none"> ○ 県民総参加の森林づくりの推進 ○ 森林や森林づくりに関する情報発信 ○ 森林ボランティア活動の支援 ○ 森と海をつなぐ環境保全の取組 	<事業の成果> 森林づくり活動への県民参画の輪が広がっている。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 豊かな国の森づくり大会: 4回、4,750人 ・ 新聞やホームページによる広報活動: 161回 ・ ボランティア技術研修: 24回365人、企業参画の森林づくり: 14社17ha、森林づくりの提案: 109団体16,727人 ・ 流木等の処理: 6,393m³、河畔林の整備: 17ha
2 環境を守り、災害を防ぐ森林づくり 荒廃人工林における間伐等の森林整備や、荒廃竹林をはじめとした里山林の整備等に対する支援 <ul style="list-style-type: none"> ○ 公益上重要な間伐放棄林の強度間伐による針広混交林への誘導 ○ 災害が懸念される再造林放棄地の早期植生回復 ○ 荒廃した里山林や竹林の整備 ○ 森林のシカ被害防止対策の推進 	<事業の成果> 森林の機能回復が助長され、森林環境の保全や災害の未然防止が図られた。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 間伐放棄林の40%強度間伐: 737ha ・ 再造林放棄地の広葉樹植栽: 98ha ・ 荒廃竹林の伐採・整理: 8ha、美しい里山づくりの支援(公募): 45箇所 ・ 防護柵の設置: 3ha、2,050m
3 持続的経営が可能な森林づくり 県産材の需要拡大や森林整備を担う林業労働者の育成、高耐久作業道の整備等に対する支援 <ul style="list-style-type: none"> ○ 県産材の需要拡大のための普及活動や新たな用途開発 ○ 森林整備の効率化と担い手確保のための機械化の推進 ○ 森林整備や木材生産に必要な作業道の整備 	<事業の成果> 子どもたちが木に触れる機会が増えたこと、県産木材の県外・国外への販路拡大の足がかりができたことなどにより、森林整備に繋がる木材の循環利用への理解や取組が進んだ。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県産材木製品の街頭等への設置(公募): 39箇所、県産材活用机・椅子の導入支援: 4,627セット ・ 林業機械リース料への助成: 124台 ・ 高耐久作業道等の整備: 7,650m
4 遊び、学ぶ森林づくり 次代を担う子どもたちが、森林で遊び、森林の役割等を学べる場所や機会を増やして、森林を理解し大切にすることを育む取組 <ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもたちが遊び、学べる身近な森林の整備(公募) ○ 子どもの野外体験活動の支援(公募) ○ 森林環境教育を担う指導者の育成 	<事業の成果> 子どもたちをはじめ、地域や保護者にも森林や自然に対する理解が深まった。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの森の整備: 27箇所 ・ 森林体験活動への参加: 13,068人 ・ 研修会の開催: 13回、67人

(注) その他、高知県、山口県、鳥取県、石川県、愛媛県、奈良県、福岡県等において、森林環境税等の導入に関する報告書等が公表されている。

出典:「大分県森林環境税報告書～これまでの検証と今後のあり方～」(平成22年8月、大分県森林づくり委員会)

4. 現行税制の環境面からの評価

未定稿

諸外国と我が国における環境関連税制の比較(課税の有無)

分野		課税分野	諸外国の状況	我が国における状況
社会 低炭素	地球温暖化対策	エネルギー関係	○(炭素税など)	○(地球温暖化対策のための税 等)
		自動車関係	○(取得・保有・利用税など)	○(車体課税のグリーン化 等)
		フロン類関係	○(フロン税など)	—
社会 循環型社会	廃棄物・リサイクル対策	廃棄物関係	○(廃棄物税・埋立税など)	○(産業廃棄物税 等)
		食料容器関係	○(飲料容器税など)	—
		包装物関係	○(包装物税など)	—
	鉱物資源の保全	鉱物資源関係	○(鉱物資源税など)	—
	水資源の保全	上水関係	○(上水税など)	△(河川、ダム貯水池の水使用に対する課徴金 等)
地下水関係		○(地下水税など)	—	
漁業資源の保全	漁業資源関係	○(入漁税など)	○(遊漁税(富士河口湖町) 等)	
社会 自然共生型	自然環境の保全	森林保護関係	○(森林保護税など)	○(森林環境税(例:石川県、高知県) 等)
		立木伐採関係	○(立木伐採税など)	—
		狩猟関係	○(狩猟税など)	○(狩猟税(例:千葉県、北海道) 等)
		ペット関係	○(ペット税など)	—
		入島関係/エコ関係	○(入島税/エコ税など)	○(環境協力税(沖縄県)など)
社会 安全が確保される社会	公害対策全般	環境保護関係	○(環境保護税など)	—
	大気汚染の防止	大気汚染関係	○(大気汚染税など)	—
	水質保全	水質汚染関係	○(水質汚染税など)	—
	土壌環境の保全	土壌負荷関係	○(土壌負荷税など)	—
	騒音対策	騒音防止関係	○(騒音防止税など)	—
		航空騒音関係	○(航空騒音税など)	△(航空機騒音課徴金 等)
	化学物質対策	有害化学物質関係	○(有害化学物質税など)	—
	原子力対策	核燃料関係	○(核燃料税など)	○(核燃料税(例:福井県、福島県) 等)
放射性廃棄物関係		○(放射性廃棄物税など)	○(使用済核燃料税(新潟県柏崎市、鹿児島県薩摩川内市)など)	
その他	航空利用関係	○(航空利用税など)	—	
	道路利用関係	○(道路利用税など)	○(乗鞍環境保全税(岐阜県)など)	
	白熱電球関係	○(白熱電球税など)	—	

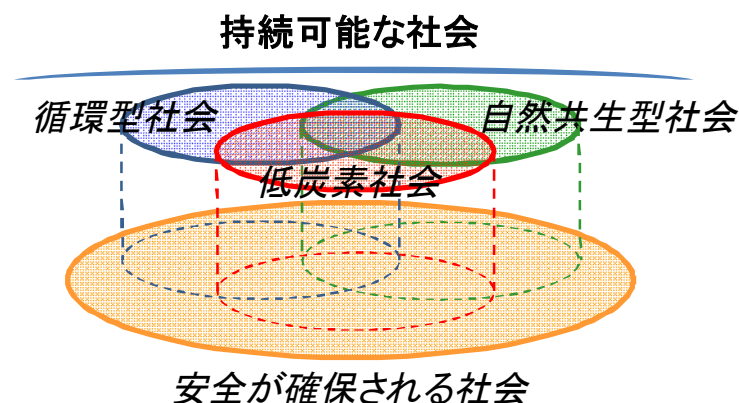
(注) OECD/EEAデータベース (<http://www2.oecd.org/ecoinst/queries/index.htm>)、総務省「法定外税の概要(平成23年4月1日現在)」(http://www.soumu.go.jp/main_content/000128659.pdf)、諏訪園健司(編著)(2011)「図説 日本の税制」財経詳報社等よりみずほ情報総研が作成。

第4次環境基本計画 ①

- 平成24年4月27日に閣議決定された第4次環境基本計画においては、目指すべき持続可能な社会の姿とともに、その実現を図るための環境政策の方向が示されている。

目指すべき持続可能な社会の姿

- 低炭素・循環・自然共生の各分野を統合的に達成
- その基盤として、「安全」を確保



持続可能な社会を実現する上で重視すべき方向(今後の環境政策の展開の方向)

- ①政策領域の統合による持続可能な社会の構築(環境・経済・社会、環境政策分野間の連携)
- ②国際情勢に的確に対応した戦略をもった取組の強化(国益と地球益の双方の視点)
- ③持続可能な社会の基盤となる国土・自然の維持・形成
- ④地域をはじめ様々な場における多様な主体による行動と参画・協働の推進

第4次環境基本計画 ②

9つの優先的に取り組む重点分野

1-1. 経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進

- 個人や事業者の環境配慮行動の浸透、環境配慮型商品・サービスの普及により、経済・社会のグリーン化を進める。
- 技術革新、新たな価値の創出や社会システムの変革を含むグリーン・イノベーションを推進。2020年に環境関連新規市場50兆円超、新規雇用140万人創出を目指す。

1-2. 国際情勢に的確に対応した戦略的取組の推進

- 我が国の経験や技術を提供することによって、途上国において増大する環境負荷を低減するための支援を積極的に行っていく。
- 国益と地球益双方を確保するため、国際社会にとって公平で実効的な枠組み形成や国際協力に戦略的に取り組む。

1-3. 持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進

- 国民全体が森林、農地、河川、都市等の国土の有する価値を保全・増大させ、将来世代に引き継いでいく考え方を共有し、これに取り組んでいく社会を構築する。
- 持続可能な地域づくりのため、文化、人材、コミュニティを含む地域資源の活用を進め、地域づくりの担い手の育成と各主体間のネットワークの構築・強化を進める。
- 環境政策形成に資する環境情報の充実や環境影響評価制度の充実・強化に取り組む。

1-4. 地球温暖化に関する取組

- 2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指す。
- 2013年以降2020年までの期間については、エネルギー政策と一体的に見直しを行っていく中で策定する新たな温暖化対策の計画に基づき、施策を進める。また、カンクン合意に基づき、先進国・途上国の排出削減に取り組む。
- 2013年以降の国際交渉について、全ての主要国が参加する公平かつ実効性のある国際枠組みを早急に構築するために、国際的議論に積極的に貢献。

第4次環境基本計画 ③

1-5. 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組

- 愛知目標の達成に向け、平成24年度に生物多様性国家戦略を改定し、今後の生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた我が国としての方向性を明らかにし、これに基づく取組を進める。
- 持続可能な農林水産業の復興により、失われた生物多様性の回復・維持を図るとともに、本来生態系が有する回復能力（レジリエンス）の強化を通じて国土の自然の質を向上させる。
- 生態系や生息・生育地のつながりに加え、人や文化などのつながりも一体的に捉え、広域的・横断的な取組を進める。

1-6. 物質循環の確保と循環型社会の構築

- 有用な資源の回収・有効活用により資源確保を強化する。また、環境産業の確立、環境配慮を通じた成長の達成、グリーン・イノベーションの実現を目指す。
- 地域の経済・文化等の特性や人と人のつながりに着目した地域循環圏を形成する。
- 災害に強い廃棄物処理体制の構築や有害物質の適正な処理等、安全・安心の観点からの取組を強化する。

1-7. 水環境保全に関する取組

- 流域全体を視野に入れ、地域の特性や生物多様性の保全を念頭に、良好な水環境の保全に取り組む。
- 我が国の水環境保全に関する技術と経験を活かし、国際的な水問題の解決に貢献する。その際、我が国の水関連産業の国際競争力強化も進める。
- 東日本大震災を踏まえ、災害に強い地域づくりを進めるとともに、森・里・海の関連を取り戻し、自然共生社会の実現を図る。

1-8. 大気環境保全に関する取組

- 大都市地域における大気汚染や光化学オキシダント、PM2.5及びアスベスト等に対する取組を強化する。
- 騒音、ヒートアイランド現象等の生活環境問題に対する取組を推進する。
- 環境的に持続可能な都市・交通システムの実現を図る。

第4次環境基本計画 ④

1-9. 包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組

- 科学的な環境リスク評価の効率的な推進を図る。その結果に基づき、化学物質の製造から廃棄・処理までのライフサイクル全体のリスクを削減する。
- 安全・安心の一層の推進に向けて、リスクコミュニケーションを推進し、各主体の環境リスクに対する理解の増進とリスク低減に向けた取組の基盤を整備する。
- アジア地域における化学物質のリスク低減と協力体制の構築に向けた取組を含め、国際的な観点に立った化学物質管理に取り組む。

震災復興、放射性物質による環境汚染対策

2. 東日本大震災からの復旧・復興に際して環境の面から配慮すべき事項

特に、被災地における①自立・分散型エネルギーの導入等の推進、②広域処理を含む災害廃棄物の処理、③失われた生物多様性の回復等の取組 に取り組む。

3. 放射性物質による環境汚染からの回復等

- ① 特措法、特措法に基づく基本方針、「中間貯蔵施設等の基本的な考え方」、「除染ロードマップ」に基づく放射性物質による汚染廃棄物の処理、除染等の取組の実施
- ② 放射線による人の健康へのリスクの管理及び野生動植物への影響の把握
- ③ 環境基本法等の改正を踏まえ、今後の放射性物質による環境汚染に対する対応の検討 に取り組む。

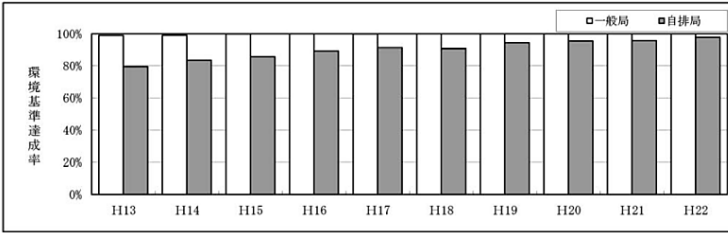
持続可能な社会の実現に向けた各社会の進捗状況 ①

	目指すべき姿	主な数値目標	進捗状況																																																			
<p style="text-align: center;">低炭素社会</p>	<p>化石エネルギー消費等に伴う温室効果ガスの排出を大幅に削減し、世界全体の排出量を自然界の吸収量と同等のレベルとしていくことにより、気候に悪影響を及ぼさない水準で大気中温室効果ガス濃度を安定化させると同時に、生活の豊かさを実感できる「低炭素社会 (Low Carbon Society)」</p>	<p>長期：2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減(対1990年比)</p> <p>中期：2020年までに25%の温室効果ガスの削減(対1990年比)(※)</p> <p>※ 現在、東日本大震災、原子力発電所事故といったかつてない事態に直面しており、エネルギー政策を白紙で見直すべき状況にあることから、2013年以降の地球温暖化対策・施策の検討をエネルギー政策の検討と表裏一体で進めているところ。</p>	<p>各対策の進捗状況及び排出量の見通し、特に、原子力発電所事故後の原子力発電の稼働状況等の影響を踏まえれば、第1約束期間における6%削減約束の目標達成は予断を許さない状況。引き続き、対策・施策を着実に実施し、京都議定書に基づく削減約束の確実な達成に向け努力していくことが適当であり、また、更なる長期的・継続的な排出抑制を目指し、社会経済のあらゆるシステムを構造的に温室効果ガスの排出の少ないものへ抜本的に変革させることが必要な状況。</p> <p>○我が国の温室効果ガス排出量の推移</p> <p>○温室効果ガスの排出状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">(単位: 百万トン)</th> </tr> <tr> <th>基準年 (全国に占める割合)</th> <th>2010年度実績 (確定値) (基準年増減)</th> <th>2010年度の目安 (基準年増減)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>エネルギー起源二酸化炭素</td> <td>1,059 (84%)</td> <td>1,123 (+6.1%)</td> <td>1,076 ~ 1,089 (+1.6% ~ +2.8%)</td> </tr> <tr> <td>産業部門</td> <td>482 (38%)</td> <td>422 (-12.5%)</td> <td>424 ~ 428 (-12.1% ~ -11.3%)</td> </tr> <tr> <td>業務その他部門</td> <td>164 (13%)</td> <td>217 (+31.9%)</td> <td>208 ~ 210 (+26.3% ~ +27.9%)</td> </tr> <tr> <td>家庭部門</td> <td>127 (10%)</td> <td>172 (+34.8%)</td> <td>138 ~ 141 (+8.5% ~ +10.9%)</td> </tr> <tr> <td>運輸部門</td> <td>217 (17%)</td> <td>232 (+6.7%)</td> <td>240 ~ 243 (+10.3% ~ +11.9%)</td> </tr> <tr> <td>エネルギー転換部門</td> <td>67.9 (5%)</td> <td>81.0 (+19.3%)</td> <td>66 (-2.3%)</td> </tr> <tr> <td>非エネルギー起源二酸化炭素</td> <td>85.1 (7%)</td> <td>68.6 (-19.4%)</td> <td>85 (-0.6%)</td> </tr> <tr> <td>メタン</td> <td>33.4 (3%)</td> <td>20.4 (-38.8%)</td> <td>23 (-32.3%)</td> </tr> <tr> <td>一酸化二窒素</td> <td>32.6 (3%)</td> <td>22.1 (-32.4%)</td> <td>25 (-24.2% ~ -24.0%)</td> </tr> <tr> <td>代替フロン等3ガス</td> <td>51.2 (4%)</td> <td>23.5 (-54.0%)</td> <td>31 (-39.5%)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,261 (100%)</td> <td>1,258 (-0.3%)</td> <td>1,239 ~ 1,252 (-1.8% ~ -0.8%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※基準年の数値は、平成19年に確定した我が国の基準年排出量 ※2010年度実績は、平成24年4月13日に公表された2010年度温室効果ガス排出量(確定値) ※2010年度の目安は、目標達成計画改定時の計算方法により算定した目安</p>		(単位: 百万トン)			基準年 (全国に占める割合)	2010年度実績 (確定値) (基準年増減)	2010年度の目安 (基準年増減)	エネルギー起源二酸化炭素	1,059 (84%)	1,123 (+6.1%)	1,076 ~ 1,089 (+1.6% ~ +2.8%)	産業部門	482 (38%)	422 (-12.5%)	424 ~ 428 (-12.1% ~ -11.3%)	業務その他部門	164 (13%)	217 (+31.9%)	208 ~ 210 (+26.3% ~ +27.9%)	家庭部門	127 (10%)	172 (+34.8%)	138 ~ 141 (+8.5% ~ +10.9%)	運輸部門	217 (17%)	232 (+6.7%)	240 ~ 243 (+10.3% ~ +11.9%)	エネルギー転換部門	67.9 (5%)	81.0 (+19.3%)	66 (-2.3%)	非エネルギー起源二酸化炭素	85.1 (7%)	68.6 (-19.4%)	85 (-0.6%)	メタン	33.4 (3%)	20.4 (-38.8%)	23 (-32.3%)	一酸化二窒素	32.6 (3%)	22.1 (-32.4%)	25 (-24.2% ~ -24.0%)	代替フロン等3ガス	51.2 (4%)	23.5 (-54.0%)	31 (-39.5%)	合計	1,261 (100%)	1,258 (-0.3%)	1,239 ~ 1,252 (-1.8% ~ -0.8%)
	(単位: 百万トン)																																																					
	基準年 (全国に占める割合)	2010年度実績 (確定値) (基準年増減)	2010年度の目安 (基準年増減)																																																			
エネルギー起源二酸化炭素	1,059 (84%)	1,123 (+6.1%)	1,076 ~ 1,089 (+1.6% ~ +2.8%)																																																			
産業部門	482 (38%)	422 (-12.5%)	424 ~ 428 (-12.1% ~ -11.3%)																																																			
業務その他部門	164 (13%)	217 (+31.9%)	208 ~ 210 (+26.3% ~ +27.9%)																																																			
家庭部門	127 (10%)	172 (+34.8%)	138 ~ 141 (+8.5% ~ +10.9%)																																																			
運輸部門	217 (17%)	232 (+6.7%)	240 ~ 243 (+10.3% ~ +11.9%)																																																			
エネルギー転換部門	67.9 (5%)	81.0 (+19.3%)	66 (-2.3%)																																																			
非エネルギー起源二酸化炭素	85.1 (7%)	68.6 (-19.4%)	85 (-0.6%)																																																			
メタン	33.4 (3%)	20.4 (-38.8%)	23 (-32.3%)																																																			
一酸化二窒素	32.6 (3%)	22.1 (-32.4%)	25 (-24.2% ~ -24.0%)																																																			
代替フロン等3ガス	51.2 (4%)	23.5 (-54.0%)	31 (-39.5%)																																																			
合計	1,261 (100%)	1,258 (-0.3%)	1,239 ~ 1,252 (-1.8% ~ -0.8%)																																																			

持続可能な社会の実現に向けた各社会の進捗状況 ②

	目指すべき姿	主な数値目標	進捗状況																				
循環型社会	<p>廃棄物等について、</p> <p>①発生の抑制、 ②適正な循環利用の促進、 ③循環利用が行われな い場合の適正な処分 が確保されることで、天 然資源の消費が抑制さ れ、環境への負荷がで きる限り低減される社会</p>	<p>(目標年次:2015年度)</p> <p>1. 物質フロー指標 「入口」:資源生産性 → 約42万円/トン (平成12年度から約6割向上) 「循環」:循環利用率 → 約14~15% (平成12年度から約4~5割向上) 「出口」:最終処分量 → 約23百万トン (平成12年度から約6割減少)</p> <p>2. 取組指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1人1日当たりのごみ排出量 → 平成12年度比約10%減 ・ 1人1日当たり家庭から排出するごみの量 → 平成12年度比約20%減 ・ 事業系ごみの総量 → 平成12年度比約20%減 ・ 国民の3Rに関する意識・行動 → 意識:約90% / 行動:約50% 	<p>3Rの取組等により、物質フロー指標は、目標に向 けて順調に推移。 しかし、今後、世界全体で資源制約が強まると予想 される中、土石系以外の資源生産性が上がっておら ず、質の面での取組は不十分。</p> <p>○物質フロー指標の進捗状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>12年度 【基準年】</th> <th>21年度(12年度比)</th> <th>27年度 【目標年】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資源生産性 (万円/トン)</td> <td>26.3</td> <td>40.3 (+53%)</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>循環利用率 (%)</td> <td>10.0</td> <td>14.9(+4.9ポイント)</td> <td>14~15</td> </tr> <tr> <td>最終処分量 (百万トン)</td> <td>56</td> <td>19 (▲67%)</td> <td>23</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 取組指標は、1人1日当たりのごみ排出量など目 標を達成したものもあるが、具体的な3R行動につ いては、不十分な取組もある。</p>		12年度 【基準年】	21年度(12年度比)	27年度 【目標年】	資源生産性 (万円/トン)	26.3	40.3 (+53%)	42	循環利用率 (%)	10.0	14.9(+4.9ポイント)	14~15	最終処分量 (百万トン)	56	19 (▲67%)	23				
	12年度 【基準年】	21年度(12年度比)	27年度 【目標年】																				
資源生産性 (万円/トン)	26.3	40.3 (+53%)	42																				
循環利用率 (%)	10.0	14.9(+4.9ポイント)	14~15																				
最終処分量 (百万トン)	56	19 (▲67%)	23																				
自然共生型社会	<p>①生物多様性が適切に 保たれ、 ②自然の循環に沿う形 で農林水産業を含む 社会経済活動を自然 に調和したものとし、 ③様々な自然とのふれ あいの場や機会を 確保することにより、 自然の恵みを将来にわ たって享受できる社会</p>	<p>1. 中長期目標(2050年) 生物多様性の状態を現状以上に豊かなものとする</p> <p>2. 短期目標(2020年) 生物多様性の損失を止めるために、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①社会における生物多様性の主流化 ②生物多様性の3つのレベル(生態系、種、遺伝子)での保全又は回復 ③持続可能な利用による自然からの恩恵の強化 <p>(関連)「愛知目標」 2011年以降の生物多様性に関する新たな世界 目標として生物多様性条約第10回締約国会議で 採択</p>	<p>生物多様性の損失はすべての生態系に及んでおり、特に陸水生態系、沿岸・海洋生態系、島嶼生態系における損失は大きく、現在もその傾向が継続。 愛知目標の達成に向けた効果的かつ緊急的な施策を進めていくことが必要。特に生物多様性の主流化に向けた取組が必要。</p> <p>○「生物多様性を社会に浸透させる」取組の達成状況の例</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>数値目標</th> <th>当初値</th> <th>点検値</th> <th>目標値</th> <th>達成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「生物多様性」の認知度</td> <td>36% [H21.6]</td> <td>-</td> <td>50% [H24.3]</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>生物多様性地域戦略策定着手数</td> <td>20 都道府県 [H22.3]</td> <td>22 都道府県 [H23.7]</td> <td>47 都道府県 [H24.10]</td> <td>47%</td> </tr> <tr> <td>全国いきものめぐりスタンプラリー参加者数</td> <td>0人 [H22.3]</td> <td>107,000人 [H23.7]</td> <td>100万人 [H25.3]</td> <td>11%</td> </tr> </tbody> </table>	数値目標	当初値	点検値	目標値	達成率	「生物多様性」の認知度	36% [H21.6]	-	50% [H24.3]	-	生物多様性地域戦略策定着手数	20 都道府県 [H22.3]	22 都道府県 [H23.7]	47 都道府県 [H24.10]	47%	全国いきものめぐりスタンプラリー参加者数	0人 [H22.3]	107,000人 [H23.7]	100万人 [H25.3]	11%
数値目標	当初値	点検値	目標値	達成率																			
「生物多様性」の認知度	36% [H21.6]	-	50% [H24.3]	-																			
生物多様性地域戦略策定着手数	20 都道府県 [H22.3]	22 都道府県 [H23.7]	47 都道府県 [H24.10]	47%																			
全国いきものめぐりスタンプラリー参加者数	0人 [H22.3]	107,000人 [H23.7]	100万人 [H25.3]	11%																			

持続可能な社会の実現に向けた各社会の進捗状況 ③

	目指すべき姿	主な数値目標	進捗状況																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
<p>安全が確保される社会</p>	<p>「低炭素社会」、「循環型社会」、「自然共生社会」の基盤となる、人の健康や生態系に対するリスクが十分に低減され、「安全」が確保される社会</p>	<p>○大気汚染に係る環境基準(主なもの)</p> <table border="1" data-bbox="667 405 1279 708"> <thead> <tr> <th>物質</th> <th>環境上の条件(設定年月日等)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二酸化硫黄(SO₂)</td> <td>1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。(48.5.16告示)</td> </tr> <tr> <td>一酸化炭素(CO)</td> <td>1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。(48.5.8告示)</td> </tr> <tr> <td>浮遊粒子状物質(SPM)</td> <td>1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。(48.5.8告示)</td> </tr> <tr> <td>二酸化窒素(NO₂)</td> <td>1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。(53.7.11告示)</td> </tr> <tr> <td>光化学オキシダント(O₃)</td> <td>1時間値が0.06ppm以下であること。(48.5.8告示)</td> </tr> </tbody> </table> <p>・微小粒子状物質(PM_{2.5}) 1年平均値が15μg/m³以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m³以下であること。(H22.9.9告示)</p>	物質	環境上の条件(設定年月日等)	二酸化硫黄(SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。(48.5.16告示)	一酸化炭素(CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。(48.5.8告示)	浮遊粒子状物質(SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。(48.5.8告示)	二酸化窒素(NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。(53.7.11告示)	光化学オキシダント(O ₃)	1時間値が0.06ppm以下であること。(48.5.8告示)	<p>我が国の大気環境の状況は、全体としては改善の傾向にあるが、大都市圏において、二酸化窒素(NO₂)の環境基準が達成されていない地点が残っているほか、光化学オキシダントについては、環境基準の達成状況が全国的に極めて低く、かつ、平均濃度が近年漸増傾向にある。また、新たに環境基準が設定された微小粒子状物質(PM_{2.5})は、測定データから、全国的に環境基準を超える可能性が示唆されている。</p> <p>○二酸化窒素(NO₂)の環境基準の達成状況</p> 																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
		物質	環境上の条件(設定年月日等)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
二酸化硫黄(SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。(48.5.16告示)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
一酸化炭素(CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。(48.5.8告示)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
浮遊粒子状物質(SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。(48.5.8告示)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
二酸化窒素(NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。(53.7.11告示)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
光化学オキシダント(O ₃)	1時間値が0.06ppm以下であること。(48.5.8告示)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
<p>○公共用水域の水質汚濁に係る環境基準</p> <p>・人の健康の保護に関する環境基準(主なもの)</p> <table border="1" data-bbox="689 1066 1249 1465"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カドミウム</td> <td>0.003mg/L以下</td> </tr> <tr> <td>全シアン</td> <td>検出されないこと。</td> </tr> <tr> <td>鉛</td> <td>0.01mg/L以下</td> </tr> <tr> <td>六価クロム</td> <td>0.05mg/L以下</td> </tr> <tr> <td>砒素</td> <td>0.01mg/L以下</td> </tr> <tr> <td>総水銀</td> <td>0.0005mg/L以下</td> </tr> <tr> <td>アルキル水銀</td> <td>検出されないこと。</td> </tr> <tr> <td>PCB</td> <td>検出されないこと。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準値	カドミウム	0.003mg/L以下	全シアン	検出されないこと。	鉛	0.01mg/L以下	六価クロム	0.05mg/L以下	砒素	0.01mg/L以下	総水銀	0.0005mg/L以下	アルキル水銀	検出されないこと。	PCB	検出されないこと。	<p>水環境については、公共用水域の人の健康保護に係る環境基準はほぼ全国的に達成しているが、生活環境保全に係る環境基準のうち有機汚濁は、全体としては徐々に改善の傾向にあるものの、湖沼、内湾、内海等の閉鎖性水域での水質改善は未だ十分ではない。</p> <p>○環境基準達成率の推移</p> <table border="1" data-bbox="1317 1209 2042 1433"> <thead> <tr> <th rowspan="2">水域</th> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="22">達成率 (%)</th> </tr> <tr> <th>4</th><th>5</th><th>6</th><th>7</th><th>8</th><th>9</th><th>10</th><th>11</th><th>12</th><th>13</th><th>14</th><th>15</th><th>16</th><th>17</th><th>18</th><th>19</th><th>20</th><th>21</th><th>22</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">河川</td> <td>川</td> <td>75.4</td><td>77.3</td><td>67.9</td><td>72.3</td><td>73.6</td><td>80.9</td><td>81.0</td><td>81.5</td><td>82.4</td><td>81.5</td><td>85.1</td><td>87.4</td><td>89.8</td><td>87.2</td><td>91.2</td><td>90.0</td><td>92.3</td><td>92.3</td><td>92.5</td> </tr> <tr> <td>沼</td> <td>44.6</td><td>46.1</td><td>40.6</td><td>39.5</td><td>42.0</td><td>41.0</td><td>40.9</td><td>45.1</td><td>42.3</td><td>45.8</td><td>43.8</td><td>55.2</td><td>50.9</td><td>53.4</td><td>55.6</td><td>50.3</td><td>53.0</td><td>50.0</td><td>53.2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">湖沼</td> <td>域</td> <td>80.9</td><td>79.5</td><td>79.2</td><td>78.6</td><td>81.1</td><td>74.9</td><td>73.6</td><td>74.5</td><td>75.3</td><td>79.3</td><td>78.9</td><td>76.2</td><td>75.5</td><td>76.0</td><td>74.5</td><td>78.7</td><td>76.4</td><td>79.2</td><td>78.3</td> </tr> <tr> <td>東京湾</td> <td>74</td><td>63</td><td>63</td><td>63</td><td>63</td><td>63</td><td>63</td><td>63</td><td>68</td><td>68</td><td>68</td><td>63</td><td>63</td><td>68</td><td>63</td><td>74</td><td>68</td><td>63</td><td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">内海</td> <td>伊勢湾</td> <td>53</td><td>65</td><td>47</td><td>56</td><td>56</td><td>44</td><td>44</td><td>50</td><td>56</td><td>56</td><td>44</td><td>50</td><td>50</td><td>50</td><td>44</td><td>56</td><td>56</td><td>56</td><td>56</td> </tr> <tr> <td>大阪湾</td> <td>67</td><td>67</td><td>67</td><td>67</td><td>67</td><td>67</td><td>67</td><td>67</td><td>67</td><td>67</td><td>67</td><td>67</td><td>67</td><td>67</td><td>67</td><td>67</td><td>67</td><td>67</td><td>67</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">内海</td> <td>瀬戸内海*</td> <td>79</td><td>73</td><td>77</td><td>75</td><td>79</td><td>75</td><td>75</td><td>75</td><td>77</td><td>75</td><td>69</td><td>70</td><td>67</td><td>74</td><td>71</td><td>78</td><td>72</td><td>77</td><td>81</td> </tr> <tr> <td>瀬戸内海</td> <td>78</td><td>72</td><td>76</td><td>75</td><td>78</td><td>75</td><td>76</td><td>75</td><td>76</td><td>74</td><td>69</td><td>70</td><td>67</td><td>74</td><td>70</td><td>77</td><td>72</td><td>77</td><td>80</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">内海</td> <td>有明海</td> <td>88</td><td>94</td><td>94</td><td>93</td><td>93</td><td>93</td><td>80</td><td>93</td><td>87</td><td>93</td><td>87</td><td>93</td><td>80</td><td>87</td><td>87</td><td>80</td><td>93</td><td>93</td><td>87</td> </tr> <tr> <td>八代海</td> <td>100</td><td>100</td><td>100</td><td>100</td><td>100</td><td>86</td><td>79</td><td>79</td><td>43</td><td>86</td><td>86</td><td>86</td><td>71</td><td>64</td><td>64</td><td>86</td><td>79</td><td>86</td><td>79</td> </tr> <tr> <td>全体</td> <td></td> <td>75.2</td><td>78.5</td><td>88.9</td><td>72.1</td><td>73.7</td><td>78.1</td><td>77.9</td><td>78.7</td><td>79.4</td><td>79.5</td><td>81.7</td><td>83.8</td><td>85.2</td><td>83.4</td><td>86.3</td><td>85.8</td><td>87.4</td><td>87.6</td><td>87.8</td> </tr> <tr> <td>水域数</td> <td></td> <td>3,149</td><td>3,147</td><td>3,170</td><td>3,181</td><td>3,231</td><td>3,244</td><td>3,258</td><td>3,270</td><td>3,274</td><td>3,291</td><td>3,300</td><td>3,301</td><td>3,313</td><td>3,319</td><td>3,334</td><td>3,324</td><td>3,331</td><td>3,335</td><td>3,337</td> </tr> </tbody> </table>	水域	年度	達成率 (%)																						4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	河川	川	75.4	77.3	67.9	72.3	73.6	80.9	81.0	81.5	82.4	81.5	85.1	87.4	89.8	87.2	91.2	90.0	92.3	92.3	92.5	沼	44.6	46.1	40.6	39.5	42.0	41.0	40.9	45.1	42.3	45.8	43.8	55.2	50.9	53.4	55.6	50.3	53.0	50.0	53.2	湖沼	域	80.9	79.5	79.2	78.6	81.1	74.9	73.6	74.5	75.3	79.3	78.9	76.2	75.5	76.0	74.5	78.7	76.4	79.2	78.3	東京湾	74	63	63	63	63	63	63	63	68	68	68	63	63	68	63	74	68	63		内海	伊勢湾	53	65	47	56	56	44	44	50	56	56	44	50	50	50	44	56	56	56	56	大阪湾	67	67	67	67	67	67	67	67	67	67	67	67	67	67	67	67	67	67	67	内海	瀬戸内海*	79	73	77	75	79	75	75	75	77	75	69	70	67	74	71	78	72	77	81	瀬戸内海	78	72	76	75	78	75	76	75	76	74	69	70	67	74	70	77	72	77	80	内海	有明海	88	94	94	93	93	93	80	93	87	93	87	93	80	87	87	80	93	93	87	八代海	100	100	100	100	100	86	79	79	43	86	86	86	71	64	64	86	79	86	79	全体		75.2	78.5	88.9	72.1	73.7	78.1	77.9	78.7	79.4	79.5	81.7	83.8	85.2	83.4	86.3	85.8	87.4	87.6	87.8	水域数		3,149	3,147	3,170	3,181	3,231	3,244	3,258	3,270	3,274	3,291	3,300	3,301	3,313	3,319	3,334	3,324	3,331	3,335	3,337
項目	基準値																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
カドミウム	0.003mg/L以下																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
全シアン	検出されないこと。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
鉛	0.01mg/L以下																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
六価クロム	0.05mg/L以下																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
砒素	0.01mg/L以下																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
総水銀	0.0005mg/L以下																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
アルキル水銀	検出されないこと。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
PCB	検出されないこと。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
水域	年度	達成率 (%)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
河川	川	75.4	77.3	67.9	72.3	73.6	80.9	81.0	81.5	82.4	81.5	85.1	87.4	89.8	87.2	91.2	90.0	92.3	92.3	92.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	沼	44.6	46.1	40.6	39.5	42.0	41.0	40.9	45.1	42.3	45.8	43.8	55.2	50.9	53.4	55.6	50.3	53.0	50.0	53.2																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
湖沼	域	80.9	79.5	79.2	78.6	81.1	74.9	73.6	74.5	75.3	79.3	78.9	76.2	75.5	76.0	74.5	78.7	76.4	79.2	78.3																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	東京湾	74	63	63	63	63	63	63	63	68	68	68	63	63	68	63	74	68	63																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
内海	伊勢湾	53	65	47	56	56	44	44	50	56	56	44	50	50	50	44	56	56	56	56																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	大阪湾	67	67	67	67	67	67	67	67	67	67	67	67	67	67	67	67	67	67	67																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
内海	瀬戸内海*	79	73	77	75	79	75	75	75	77	75	69	70	67	74	71	78	72	77	81																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	瀬戸内海	78	72	76	75	78	75	76	75	76	74	69	70	67	74	70	77	72	77	80																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
内海	有明海	88	94	94	93	93	93	80	93	87	93	87	93	80	87	87	80	93	93	87																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	八代海	100	100	100	100	100	86	79	79	43	86	86	86	71	64	64	86	79	86	79																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
全体		75.2	78.5	88.9	72.1	73.7	78.1	77.9	78.7	79.4	79.5	81.7	83.8	85.2	83.4	86.3	85.8	87.4	87.6	87.8																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
水域数		3,149	3,147	3,170	3,181	3,231	3,244	3,258	3,270	3,274	3,291	3,300	3,301	3,313	3,319	3,334	3,324	3,331	3,335	3,337																																																																																																																																																																																																																																																																																																	

持続可能な社会の構築に向けた主な政策手法

各環境政策において現在講じられている施策の例

分野	規制的手法 (法令によって社会全体として達成すべき一定の目標と遵守事項を示し、統制的手段を用いて達成しようとする手法)	自主的取組手法 (事業者などが自らの行動に一定の努力目標を設けて対策を実施するという取組によって政策目的を達成しようとする手法)	経済的手法 (市場メカニズムを前提とし、経済的インセンティブの付与を介して各主体の経済合理性に沿った行動を誘導することによって政策目的を達成しようとする手法)
低炭素社会	<ul style="list-style-type: none"> 省エネ法に基づく工場・事業場の規制 	<ul style="list-style-type: none"> 産業界における自主行動計画 	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化対策のための税 再生可能エネルギーの全量固定価格買取制度 エコポイント
循環型社会	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物処理法、個別リサイクル法による規制 	<ul style="list-style-type: none"> 産業界における自主行動計画 	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物税(最終処分場等への産業廃棄物に課税) ごみ袋の有料化 リユースびんのデポジット制度
自然共生型社会	<ul style="list-style-type: none"> 自然環境保全のための土地利用・行為規制 外来種対策(外来生物法) 	<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性民間参画イニシアティブ 	<ul style="list-style-type: none"> 森林環境税
安全が確保される社会	<ul style="list-style-type: none"> 各種公害規制(大気汚染防止法、水質汚濁防止法等) 	<ul style="list-style-type: none"> 公害防止協定 揮発性有機化合物(VOC)の排出抑制に係る自主的取組 	<ul style="list-style-type: none"> 公害防止施設に係る事業所税、固定資産税の軽減

(参考)エネルギー・環境に関する選択肢(平成24年6月29日エネルギー・環境会議決定)の概要

エネルギー・環境に関する選択肢
2030年における3つのシナリオ(2010年との比較)

	2010年	ゼロシナリオ		15シナリオ	20-25シナリオ
		追加対策前	追加対策後		
原子力比率	26%	0% (▲25%)	0% (▲25%)	15% (▲10%)	20~25% (▲5~▲1%)
再生可能 エネルギー比率	10%	30% (+20%)	35% (+25%)	30% (+20%)	25~30% (+15~20%)
化石燃料 比率	63%	70% (+5%)	65% (現状程度)	55% (▲10%)	50% (▲15%)
非化石電源 比率	37%	30% (▲5%)	35% (現状程度)	45% (+10%)	50% (+15%)
発電電力量	1.1兆 kWh	約1兆 kWh (▲1割)	約1兆 kWh (▲1割)	約1兆 kWh (▲1割)	約1兆 kWh (▲1割)
最終エネルギー 消費	3.9億 kl	3.1億 kl (▲7200万 kl)	3.0億 kl (▲8500万 kl)	3.1億 kl (▲7200万 kl)	3.1億 kl (▲7200万 kl)
温室効果ガス 排出量 (1990年比)	▲0.3%	▲16%	▲23%	▲23%	▲25%

(参考) 循環型社会形成推進基本計画の概要

現状と課題

- 関係主体の取組により、最終処分量の減少など循環型社会の形成の推進に一定の成果
- 世界的な資源制約、地球温暖化等の環境問題への対応の必要性
3Rの徹底など国内外において循環型社会の形成をより一層進めていくことが課題。

循環型社会の中長期的なイメージ

- 「低炭素社会」や「自然共生社会」に向けた取組とも統合した、「持続可能な社会」の実現
- より良いものが多く蓄積され、それを活かした豊かさが生まれる「ストック型社会」の形成
地域の特性に応じた循環型社会（地域循環圏）、「もったいない」の考えに即したライフスタイル、関係主体の連携・協働、ものづくりなど経済活動における3Rの浸透 など

指標及び数値目標

【1 物質フロー指標】

- (1) 数値目標
- ① 「入口」：資源生産性 → 約42万円/トン
(平成12年度から約6割向上)
 - ② 「循環」：循環利用率 → 約14～15%
(平成12年度から約4～5割向上)
 - ③ 「出口」：最終処分量 → 約23百万トン
(平成12年度から約6割減少)
- (2) 「低炭素社会への取組との連携に関する指標」等を補助指標として設定
- (3) 地球規模の環境問題の認識を広める指標である「隠れたフロー・TMR」などを、推移をモニターする指標として設定

各主体の取組

○連携・協働

循環型社会の形成に向け、すべての主体が相互に連携

○国民

- ・マイ箸、マイバッグの利用などのライフスタイルの変革

○NGO/NPO、大学等

- ・連携・協働のつなぎ手
- ・知見の充実や信頼情報の提供

○国

- ・関係主体のパートナーシップを図るとともに、国全体の取組を総合的に実施

- ①低炭素や自然共生との統合的取組（廃棄物発電やバイオマス利活用）、
- ②「地域循環圏」の形成推進、③3Rに関する国民運動、④グリーン購入の徹底など循環型社会ビジネスの振興、⑤発生抑制を主眼とした3Rの仕組みの充実、⑥3Rの技術とシステムの高度化、⑦情報把握と人材育成、
- ⑧ごみゼロ国際行動計画や東アジア循環型社会ビジョン、資源生産性の向上等国際的な循環型社会の構築

○事業者

- ・不法投棄の防止や3Rの徹底
- ・廃棄物処理の高度化、産業間連携

○地方公共団体

- ・地域の取組のコーディネーター及び主たる推進者

【2 取組指標】

- (1) 数値目標
- ① 一般廃棄物の減量化 ← (ア) 1人1日当たりのごみ排出量、(イ) 1人1日当たりの生活系ごみ排出量、(ウ) 事業系ごみ排出量
 - ② 産業廃棄物の最終処分量 → 約60%減（平成12年度比）
 - ③ 国民の3Rに関する意識・行動 → 意識：約90% / 行動：約50%
 - ④ 循環型社会ビジネスの推進 → 循環型社会ビジネス市場規模 約2倍（平成12年度比）等
- (2) 「レジ袋辞退率」や「3R取組上位市町村」など、各主体の取組の推移をモニターする指標を設定

次期生物多様性国家戦略(案)の概要

- COP10で採択された愛知目標の達成に向けたロードマップを示す
- 東日本大震災を踏まえた今後の自然共生社会のあり方を示す



閣議決定
(平成24年9月を予定)

第1部：戦略

◆ 4つの危機

- ・第1の危機
人間活動や開発による危機
- ・第2の危機
自然に対する働きかけの縮小による危機
- ・第3の危機
人間により持ち込まれたものによる危機
- ・第4の危機
地球環境の変化による危機

◆ 5つの課題

- ① 生物多様性に関する理解と行動
- ② 担い手と連携の確保
- ③ 人口減少等を踏まえた国土の効率的な利用
- ④ 生態系サービスでつながる「自然共生圏」の認識
- ⑤ 科学的知見の充実

【目標】

◆ 長期目標 (2050年)

生物多様性の維持・回復と持続可能な利用を通じて、わが国の生物多様性の状態を現状以上に豊かなものとするとともに、生態系サービスを将来にわたって享受している自然共生社会を実現する。

◆ 短期目標 (2020年)

生物多様性の損失を止めるために、愛知目標の達成に向けたわが国における国別目標の達成を目指し、効果的かつ緊急な行動を実施する。

【自然共生社会における

国土のグランドデザイン】

100年先を見通した自然共生社会における国土の目指す方向性やイメージを提示

5つの基本戦略

- 1 生物多様性を社会に浸透させる
- 2 地域における人と自然の関係を見直し、再構築する
- 3 森・里・川・海のつながりを確保する
- 4 地球規模の視野を持って行動する
- 5 科学的基盤を強化し、政策に結びつける(新規)

2020年までの重点施策

第2部：愛知目標の達成に向けたロードマップ(新規)

■ 13の国別目標と47の主要行動目標

■ 達成状況を把握するための80の指標

第3部：行動計画

■ 約700の具体的施策

■ 48の数値目標

(参考) 生物多様性国家戦略改定案の主なポイント等

愛知目標の達成に向けたわが国の国別目標の設定

愛知目標の達成に向けたわが国のロードマップとなる国別目標(計13目標)等を設定

- 遅くとも2020年までに、生物多様性の社会における主流化を達成
 - 生物多様性及び生態系サービスの経済的価値評価等による可視化の推進
 - 奨励措置による生物多様性への影響の考慮や生物多様性に配慮した奨励措置の実施 等
- 2020年までに侵略的外来種を特定、定着経路情報の整備、防除の優先度の整理と防除の計画的推進
 - 2014年までに、外来種ブラックリスト(仮称)の整備と外来種被害防止行動計画(仮称)を策定
 - 優先度の高い侵略的外来種の制御もしくは根絶と希少種の生息状況等の回復 等
- 2020年までに、陸域・内陸水域の17%、沿岸地域・海域の10%を適切に保全・管理
 - 広域レベルでの生態系ネットワークの方策を検討し、その形成を推進
 - 海洋保護区の充実とネットワーク化の推進 等

「科学と政策の結びつきの強化」を基本戦略として位置づけ

科学的基盤を強化するとともに、生物多様性版IPCCとも呼ばれるIPBES(生物多様性と生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム)の国内体制を整備等

経済的手法に関する記述

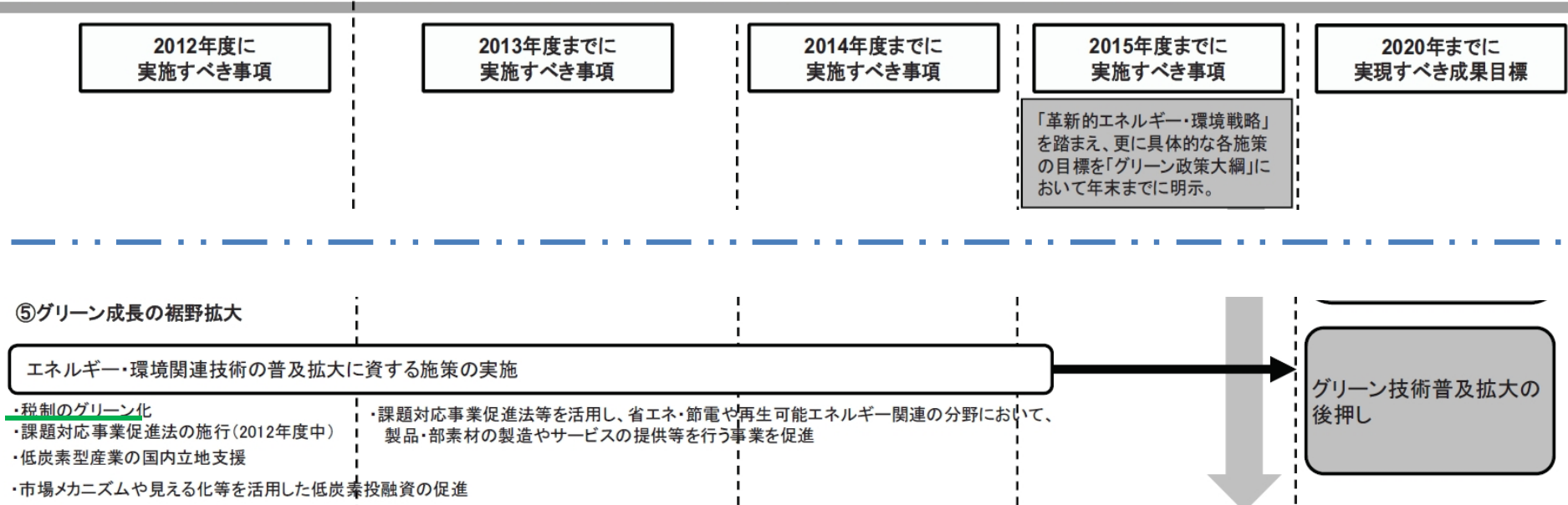
“直接お金に換えられない生物多様性の恵みの価値を認識した上で、社会経済的な仕組みの中に組み込んでいくことも必要です。例えば、多くの地方自治体での導入がみられる森林環境税は、森林の生態系サービスの受益者である地域住民や法人が、水源涵養機能の発揮等の観点から、森林の保全・管理に要する経費の一部を負担する仕組みです。このほかにも、生態系サービスの受益者となる事業者や消費者等がそのサービスを受ける対価として生態系保全の費用を負担する生態系サービスへの支払い制度(PES: Payment for Ecosystem Services)も導入されつつあり、こうした社会経済的な仕組みを組み込む視点も重要です。”

日本再生戦略案について

日本再生戦略案(平成24年7月11日公表)においては、2020年までに、50兆円超の環境関連新規市場、140万人の環境分野の新規雇用などを達成することを目標とする、グリーン成長戦略が位置付けられている。

日本再生に向けた改革工程表(抄)

(1) I 環境の変化に対応した新産業・新市場の創出 ～ グリーン成長戦略 ～



(参考) 国連持続可能な開発会議(リオ+20)の成果文書 概要

総論

- ◆ 持続可能な開発に向けた政治的コミットメントを再確認。貧困撲滅は世界が直面する最大の挑戦。ミレニアム開発目標(MDGs)の達成が重要。持続可能な開発において人間が中心であることを認識。すべてのリオ原則及び過去のコミットメントを再確認。
- ◆ 過去20年間の経済成長・多様化等により得られた機会を捉える必要を認識。 持続可能な開発の追求に関与する主体及びステークホルダーの多様化を認識。
- ◆ 国連総会における人間の安全保障の議論に留意。
- ◆ GDPを補完する指標に関して、国連に対し、作業計画の立ち上げを要請。

グリーン経済

- ◆ 異なるアプローチを確認し、持続可能な開発を達成する上でグリーン経済は重要なツールと認識。
- ◆ グリーン経済の実施がそれを追求する国による共通の取組と認識。
- ◆ グリーン経済のツールボックスおよびベスト・プラクティスを各国と共有。
- ◆ 技術・イノベーションの重要性を確認。

制度的枠組み

- ◆ 経済社会理事会(ECOSOC)を経済、社会、環境分野における主要な組織として強化。持続可能な開発委員会(CSD)に代わり、第68回国連総会の開始(2013年9月)までに第1回ハイレベル政治フォーラムを開催する。
- ◆ 国連環境計画(UNEP)強化・格上げ: 普遍的メンバーシップ、資金強化、国連フォーラム内での調整能力を強化する。具体的内容については第67回国連総会(2012年9月~)で決議を採択。

行動的枠組みとフォローアップ

- ◆ 食料、水、エネルギー、海洋、気候変動、生物多様性、教育を始めとする26の分野別の取組について合意。
- ◆ 持続可能な都市については、3Rs(Reduce, Reuse, Recycle)、防災、資源効率性など経済、社会、環境の面で価値を有する都市づくりの重要性に合意。
- ◆ 防災については、兵庫行動枠組みの重要性、防災政策の主流化、すべての関係者が連携することの重要性等に合意。

SDGs

- ◆ 持続可能な開発目標(SDGs): 政府間交渉プロセスの立ち上げに合意。SDGsは2015年以降の国連開発アジェンダに整合的なものとして統合すべきことに合意。

実施手段

- ◆ (資金) 国連総会の下に政府間プロセスを立ち上げ、「持続可能な開発ファイナンス戦略」に関する報告書を作成。2014年までに政府間委員会による作業を終え、報告書を国連総会において検討する。
- ◆ (技術) 関連する国連機関に対し、環境に配慮した技術の開発、移転等を促進するメカニズムの選択肢を特定するよう要請。